

告 示

埼玉県告示第百三十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第一項の規定により公開による意見の聴取を次のとおり行う。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可しようとする建築物の建築の計画

イ 申請者

埼玉県日高市大字南平沢千二十番地

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

ロ 敷地の位置

埼玉県日高市大字鹿山字四反田堀北三百七十番二十、

四反田堀南三百十二番二十四、二十五

ハ 建築物の用途

図書館、保健相談センター、教育センター

二 意見の聴取の期日

平成二十八年二月十四日（日）

午後二時〇〇分から

三 意見の聴取の場所

埼玉県日高市大字鹿山三百七十番地二十

日高市生涯学習センター 会議室